

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の 施策の改善状況（主要項目）について

1. 共生社会ホストタウンのレガシー化

（共生社会ホストタウンの拡大）

- ・ パラリンピック交流を契機として、共生社会実現に向けた取組を実施する共生社会ホストタウンは、98 件に拡大。
- ・ また、共生社会ホストタウンの中で、他のモデルとなる自治体を認定する先導的共生社会ホストタウンは、15 件に拡大。
- ・ 本年 1 月、共生社会ホストタウンサミットを開催し、取組事例を共有するとともに、フォーラム等を通じて全国に発信。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により直接の交流が難しい中、オンラインを活用し、相手国・地域との交流を継続。

（バリアフリー法改正）

- ・ 昨年 5 月、バリアフリー法を改正。共生社会ホストタウンの取組が東京大会のレガシーになるよう、同法に基づくマスタープラン・基本構想制度における心のバリアフリーの取組を強化するとともに、ハード対策に加え、心のバリアフリーの観点からのソフト対策を強化。

2. 心のバリアフリーの拡大・向上

（教育分野における取組）

- ・ 今年度から小学校、来年度から中学校で、新学習指導要領を踏まえた授業を全面实施。

(学校施設、設備のバリアフリー化)

- ・ 障害のある児童生徒が情報端末機器を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた音声文字変換システムや視線入力装置等の入出力支援装置の整備を支援。
- ・ 学校における障害のある人との交流及び共同学習充実のため、全国各地で実施している ICT の活用や外部機関との連携等の優れた事例を動画にまとめ、昨年 11 月に公開。
- ・ 昨年 12 月、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂するとともに、公立小中学校等における令和 7 年度末までの整備目標を設定。来年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する補助率を 1 / 3 から 1 / 2 に引き上げ予定。

(利便性向上)

- ・ 令和元年 7 月、民間事業者が障害者手帳アプリをリリースし、昨年 6 月にマイナポータルとのシステム間連携を開始。これにより情報の信頼性が向上し、連携前と比べて同アプリを活用する事業者が 2 倍以上（3 月末で約 1,000 者）に拡大。
- ・ 昨年、電話リレーサービスを公共インフラ化する制度が創設。緊急通報対応や 24 時間対応も可能となり、本年 7 月からサービス開始予定。

(避難行動要支援者の避難の実効性確保)

- ・ 避難行動要支援者（高齢者や障害のある人等）の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化する災害対策基本法改正案を国会提出。

(理解促進)

- ・ 事業者による合理的配慮の提供について現行の努力義務から義務へと改めること等を内容とする障害者差別解消法改正案を国会提出。
- ・ 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)について、「多機能トイレ」、「多目的トイレ」等ではなく、機能分散を推進し、その効果が現れるような表記等による周知、広報啓発の充実等の取組方針をとりまとめ、適正な利用を推進。

(農福連携)

- ・ 昨年3月、農福連携等応援コンソーシアムを設立し、優良事例の表彰等を実施。
- ・ 農業だけでなく林業や水産業等における障害者就労のモデル事業を実施し、今年度中にガイドブックを作成予定。

3. 公共交通のバリアフリー化

(バリアフリー法改正)

- ・ 昨年5月、バリアフリー法を改正。共生社会ホストタウンの取組が東京大会のレガシーになるよう、同法に基づくマスタープラン・基本構想制度における心のバリアフリーの取組を強化するとともに、ハード対策に加え、心のバリアフリーの観点からソフト対策を強化。[再掲]

(バリアフリー普及に向けた基準等の策定・改定)

- ・ バリアフリー法の改正を踏まえ、バリアフリー法に基づく基本方針の改正を行い、令和3年度からの5年間を目標期間とする新しいバリアフリー整備目標を策定。

- ・ これにより、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進、障害別のバリアフリーの進捗状況の見える化、心のバリアフリーの推進に留意しつつ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進。
- ・ 車椅子使用者が単独乗降しやすいホームと車両の段差・隙間の目安値をとりまとめたバリアフリー整備ガイドラインに基づき、山手線内を中心に単独乗降しやすい駅を路線図上で分かりやすく示したバリアフリーマップを昨年3月に公表。

(鉄道駅等のバリアフリー化)

- ・ 案内サインの改善やバリアフリーの推進等の利便性向上を目的とした新宿ターミナル基本ルール理念に合わせ、JR新宿駅の東西自由通路のバリアフリー等に関する整備を進め、昨年7月に供用開始。
- ・ 今年度までに完了を目標としているバリアフリー法に基づく特定道路について、引き続き整備を推進するとともに、一昨年7月に追加指定した特定道路の区間も含め、令和7年度末までの整備目標をバリアフリー法に基づく基本方針において設定し、全国の主要鉄道駅周辺等のバリアフリー化を推進。

(新幹線の車いすスペースの設置義務化)

- ・ 公共交通移動等円滑化基準(省令)を改正し、新幹線における車椅子用フリースペースの設置を本年7月から義務化(東海道新幹線では6名の車椅子使用者が同時に利用可能となる)。

(ユニバーサルデザインタクシーの改善)

- ・ 昨年3月、標準仕様UDタクシー認定要領を改正し、UDタクシーの搭載スロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げ。

(公共交通事業者向け接遇ガイドラインの策定)

- ・ 本年2月、公共交通事業者向け「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用体験実施マニュアル(案)」を策定。
- ・ 本年2月、公共交通事業者向け「公共交通事業者等に向けた接遇ガイドライン(認知症の人編)」を公表。

4. 建築物のバリアフリー化

(バリアフリー普及に向けた基準等の策定・改定)

- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準を本年3月に改正し、小規模店舗内部において、入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるための考え方・留意点を追加。

(観光施設における心のバリアフリー認定制度の創設)

- ・ バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を昨年12月より開始し、本年3月に第1弾を認定予定。

(ピクトグラムの追加)

- ・ 昨年5月、男女共用お手洗、介助用ベッド、授乳室(男女共用)など近年の社会情勢の変化を踏まえた9つのピクトグラムをJISに追加。

(学校施設、設備のバリアフリー化)

- ・ 障害のある児童生徒が情報端末機器を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた音声文字変換システムや視線入力装置等の入出力支援装置の整備を支援。[再掲]
- ・ 学校における障害のある人との交流及び共同学習充実のため、全国各地で実施している ICT の活用や外部機関との連携等の優れた事例を動画にまとめ、昨年 11 月に公開。[再掲]
- ・ 昨年 12 月、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂するとともに、公立小中学校等における令和 7 年度末までの整備目標を設定。来年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する補助率を 1 / 3 から 1 / 2 に引上げ予定。[再掲]

5. 新型コロナウイルス感染症対策に資する取組等

(東京大会の開催に向けた検討)

- ・ 東京大会における新型コロナウイルス感染症対策のため、国、東京都、大会組織委員会等からなるコロナ対策調整会議を設置し、日本パラリンピック委員会（JPC）も参画。
- ・ 昨年 12 月、コロナ対策調整会議の中間整理において、パラアスリートの感染防止策をとりまとめるとともに、介助者等のスタッフ等による感染防止の支援の際のガイドラインを策定する等の対策を整理。

(社会参画機会の拡大)

- ・ オンラインによるパラアスリート派遣やパラアスリートのメッセージ動画の配信等、新しい生活様式に対応したオリパラ教育を実施。

- ・ 新しい生活様式を踏まえた、インターネット等を活用した障害者スポーツ大会の開催、外出・移動等を伴わない形でのスポーツへの参画等に係るモデル創出に向けた取組を来年度実施予定。
- ・ テレワークを活用することで障害者の就業機会拡大を図るため、「都市部と地方をつなぐ 障害者テレワーク事例集」を作成し周知。
- ・ 政府の各種審議会等において、オンライン会議等を推進。手話通訳のリアルタイム配信や同時字幕技術等を活用。

(旅客施設における取組)

- ・ 昨年3月に、開業した高輪ゲートウェイ駅では、車椅子利用者に配慮したホーム等の設備を整備するとともに、AI ロボットによる接客や、自律移動型のロボットの実証実験を実施。

(共生社会ホストタウンにおけるオンライン交流の増加)

- ・ 新型コロナウイルス感染症により直接の交流が難しい中、オンラインを活用し、相手国・地域との交流を継続。
[再掲]